

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の権利変換処分について

1 権利変換処分の内容

- (1) 名 称：神宮外苑地区第一種市街地再開発事業
- (2) 施行者：三井不動産(株)、明治神宮、伊藤忠商事(株)、独立行政法人都市再生機構
- (3) 処分日：令和7年12月25日
- (4) 区に係る権利変換の内容

① 従前権利の状況

所 在：東京都新宿区霞ヶ丘町18番2の一部及び104番の一部
面 積：3, 544. 70 m²
価 額：3, 190, 230, 000円

② 従後権利の状況（複合棟C）

ア 施設建築敷地に関する権利（所有権）
面 積：1, 293. 17 m²
概算額：2, 361, 688, 000円

イ 施設建築物に関する権利（所有権）
床面積：1, 200. 05 m²
概算額：828, 542, 000円

③ 従後権利の状況（公共施設）

種 別：区画道路
帰 属：新宿区
面 積：約3, 910 m²（幅員：約15m、延長：約216m）

2 権利変換期日

令和7年12月26日

3 従前権利と從後権利の算定の根拠

都市再開発法第80条、第81条、第82条